〃	第146回	782,290,000円	777,646,000円
〃	第147回	458,130,000円	455,008,806円
〃	第148回	569,540,000円	565,740,356円
〃	第149回	403,630,000円	401,314,340円
〃	第150回	988,020,000円	981,997,220円
〃	第151回	744,510,000円	740,060,582円
〃	第152回	809,250,000円	804,445,937円
〃	第153回	465,980,000円	462,805,312円
〃	第154回	1,247,510,000円	1,239,258,435円
〃	第155回	1,150,080,000円	1,143,481,753円
〃	第156回	854,620,000円	849,410,437円
〃	第157回	506,980,000円	503,950,160円
〃	第158回	1,044,650,000円	1,038,448,519円
〃	第159回	880,340,000円	874,342,283円
〃	第160回	641,140,000円	636,841,230円
〃	第161回	855,800,000円	850,890,141円
〃	第162回	752,200,000円	747,614,773円
〃	第163回	1,027,900,000円	1,021,756,975円
〃	第164回	911,810,000円	906,397,171円
〃	第165回	724,880,000円	719,941,453円
〃	第166回	864,040,000円	858,428,753円
〃	第167回	937,630,000円	932,250,639円
〃	第168回	640,250,000円	636,347,209円
〃	第169回	1,561,960,000円	1,552,625,251円
〃	第170回	1,232,140,000円	1,224,825,521円
〃	第171回	864,760,000円	858,868,460円
〃	第172回	1,000,630,000円	993,968,411円
〃	第173回	900,410,000円	895,268,223円
〃	第174回	885,790,000円	880,390,426円
〃	第175回	584,190,000円	580,698,745円
〃	第176回	1,084,020,000円	1,077,600,235円
〃	第177回	970,830,000円	964,215,792円
〃	第178回	1,571,170,000円	1,560,516,278円
〃	第179回	5,000,000円	4,961,192円
〃	第180回	16,000,000円	15,880,542円
〃	第181回	5,000,000円	4,965,496円
〃	第182回	15,000,000円	14,915,121円
〃	第184回	5,000,000円	4,977,830円
〃	第187回	13,000,000円	12,964,997円
〃	第190回	118,070,000円	118,056,511円
合　　計		122,139,980,000円	121,550,906,400円

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
289	三酸化二アンチモン（Ⅲ）	(1)―543
290	ヘキサメチレンジアミン	(2)―153
291	フルフラール	(5)―40
292	ピリジン	(5)―710
293	アルキル（Ｃ＝８～16、直鎖型）＝Ｄ―グルコピラノシド又は（Ｄ―グルコピラナン（糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。）のアルキル（Ｃ＝８～16、直鎖型）グリコシド）	(5)―3641 (5)―6281 (5)―6337
294	１，２―ベンゾチアゾリン―３―オン	(9)―1845